

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県労働委員会会長 甲 原 裕 子

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示
埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

第四条第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電磁的記録を電子情報処理組織（埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織のうち知事が指定するものをいう。以下この号において同じ。）を使用して公文書の開示を受けるものの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法（電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。